

【申立手数料】 債権者数×債務者数×2000円

【仮差押命令・仮処分命令(法23 I)】

- 申立書 1通 ※ 用紙は、すべてA4判を使用し、横書きとしてください。
- 疎明資料(被保全権利発生の原因事実及び保全の必要性を疎明する資料) 各1通
- 添付書類
  - ①債権者、債務者、第三債務者が法人の場合  
 登記事項証明書(債権者、第三債務者については代表者事項証明書でも可) <3か月以内発行のもの>  
 ※第三債務者について、送達先が支店、営業所等の所在地である場合  
 第三債務者の公式ホームページに掲載された支店を印刷した書面(所在地の記載があるもの)
  - ②債権者または債務者が管財人、遺言執行者、相続財産管理人等の場合  
 資格を証する書面(書記官作成の証明書、選任審判書の謄本等)
  - ③債権者がサービサーであり、委託者が債務者に対して有する債権を被保全権利として申立を行う場合  
 法務大臣による許可書写し、法務省ホームページで公開されているサービサー登録業者一覧表、  
 委託者作成の管理回収業務委託証明書
  - ④不動産に関する仮差押、仮処分の申立て  
 登記事項証明書 <1か月以内発行のもの>  
 固定資産評価証明書(4月に発令される事件は、新年度の評価証明書)  
 ※評価額が不明な場合は、近隣不動産の評価証明書、当該物件の売買価格、土地の公示価格、  
 法務局作成の新築建物価格認定基準表及び減額限度表等

●郵券・目録等(保全執行の迅速化を図るため、目録等の提出をお願いしています)

種別	目録等	郵券
不動産仮差押	○決定書作成用 各1部 ・当事者目録・請求債権目録・物件目録 ○登記嘱託用(※1) 各1部 ・登記権利者義務者目録・物件目録 (法人の場合代表者の表示は不要)	○決定正本送達用 ・債務者 1204円 ○登記嘱託用(※1)(※4) ・嘱託書送付料(速達) 834円 ・返送料 620円
債権仮差押(※2)	○決定書作成用 各1部 ・当事者目録・請求債権目録・仮差押債権目録	○決定正本送達用 ・債務者 1204円 ・第三債務者(速達) 1510円
(陳述催告の申立てがある場合)	○陳述書返送用封筒 第三債務者の数 ・債権者(代理人)の住所・氏名を記載したもの	○陳述書返送料 第三債務者1人につき ・裁判所宛(書留) 564円 ・債権者宛(普通) 84円
占有移転禁止仮処分	○決定書作成用 各1部 ・当事者目録・物件目録(・図面) (図面を引用している場合は添付)	○決定正本送達用 ・債務者 1204円
処分禁止仮処分	○決定書作成用 各1部 ・当事者目録・物件目録 ○登記嘱託用(※1) 各1部 ・登記権利者義務者目録・物件目録 (法人の場合代表者の表示は不要)	○決定正本送達用 ・債務者 1204円 ○登記嘱託用(※1)(※4) ・嘱託書送付料(速達) 834円 ・返送料 620円
動産仮差押	○決定書作成用 各1部 ・当事者目録・請求債権目録	○決定正本送達用 ・債務者 1204円

- ※1 登記嘱託用は、法務局1か所についてです。管轄法務局が複数になる場合は、各法務局ごとに目録、郵券が必要になります。なお、登記嘱託には登録免許税の納付が必要です。
- ※2 債権仮差押では、当該債権以外に仮に差し押さえるべき財産がない状況にあることを疎明する必要があるため、債務者の住所又は本店及び登記された支店の所在地の不動産登記事項証明書、当該住所地(本店所在地等)の住居表示と不動産登記記録上の所在地との一致を立証するためのブルーマップなどを提出してください。
- ※3 債権者用の決定正本を郵送希望の方は、郵券1204円分又は94円分(決定正本受領書の提出があるとき)も提出してください。  
 なお、占有移転禁止仮処分、動産仮差押など執行官に保全執行を申し立てるものは、郵券1204円分。
- ※4 滞納処分庁の差押があるときは、84円を追加してください。

**【仮処分命令(法23Ⅱ)】**

- 申立書 1通
- 疎明資料(被保全権利発生の原因事実及び保全の必要性を疎明する資料) 各1通
- 添付書類 上記と同じ
- 郵券 合計3900円分

内訳 500円6枚, 100円4枚, 84円3枚, 10円20枚, 5円4枚, 2円4枚, 1円20枚  
債権者が1名増すごとに, 1204円分を追加(ただし, 代理人が同一のときは不要)  
債務者が1名増すごとに, 504円分+1204円分を追加。

※原則として, 申立書副本及び疎明資料については, 債務者に対する直送をお願いしています。